2023年10月版

企画競争説明書

業　務　名　称：エジプト国経済開発のための持続的かつレジリエントな養殖振興プロジェクト

調達管理番号：23a00641

【内容構成】

第１章　企画競争の手続き

第２章　特記仕様書案

第３章　プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第２章「特記仕様書案」、第３章２.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者と行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

（上限額を設定しない場合は削除）
「第３章　４.（２）上限額　」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

調達・派遣改革の各種施策が導入された2023年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2023年10月18日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

第１章　企画競争の手続き

１．　公示

公示日　2023 年 10 月 18 日

２．　契約担当役

理事　井倉　義伸

３．　競争に付する事項

（１）業務名称：エジプト国経済開発のための持続的かつレジリエントな養殖振興プロジェクト

（２）業務内容：「第２章　特記仕様書案」のとおり

（３）適用される契約約款：

（　）「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

（〇）「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

（４）契約履行期間（予定）：2024年1月　～　2027年12月

【オプション・契約期分けを行う場合】

以下の契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第１期：2024 年 1 月　～　2025 年 9 月

第２期：2025 年 10 月　～　2027 年 12 月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、JICA の想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が 12 ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については１年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

先方政府側の都合等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

（５）前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については１年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（４）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

【第１期】

１）第１回（契約締結後）：契約金額の２２％を限度とする。

２）第２回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の１８％を限度とする。

【第２期】

１）第１回（契約締結後）：契約金額の１７％を限度とする。

２）第２回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の１７％を限度とする。

３）第３回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の　６％を限度とする。

４．担当部署・日程等

（１）選定手続き窓口

調達・派遣業務部　契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス：Morizane.Maiko@jica.go.jp

（２）事業実施担当部

経済開発部部農業・農村開発第一グループ第二チーム

（３）日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年10月24日　12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年10月25日　12時
3	質問への回答	2023年　　10月　30日
4	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の **4営業日前から1営業日前の正午まで**
5	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2023年11月10日　12時
6	プレゼンテーション	2023年11月15日　午後

7	評価結果の通知日	2023年11月21日
8	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 （申込先： https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE） ※2023年7月公示から変更となりました。

５．　競争参加資格

（１）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2023 年 10 月）」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html)

１）　消極的資格制限

２）　積極的資格要件

３）　競争参加資格要件の確認

（２）利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「エジプト国経済開発のための養殖及び水産流通改善プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）」（調達管理番号：21a00939）の受注者（株式会社アルメック VPI）及び同業務の業務従事者

（３）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（１）の２）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

６．　資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023 年 3 月 24 日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第１章 企画競争の手続き」の「４．（３）日程」参照）。

（URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1）

・第３章　技術提案書作成要領に記載の配付資料

・「独立行政法人国際協力機構　サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構　サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

７．　企画競争説明書に対する質問

（１）質問提出期限

１）提出期限：上記４．（３）参照

２）提出先　：上記４．（１）選定手続き窓口宛、
CC: 担当メールアドレス

３）提出方法：電子メール

①件名：「【質問】調達管理番号_案件名」

②添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注１）　質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（２）の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注２）　公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

（２）質問への回答

上記４．（３）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

（URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1）

８．　プロポーザル等の提出

（１）提出期限：上記４．（３）参照

（２）提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」をご参照ください。

（URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1）

１）プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料

① 電子データ（PDF）での提出とします。

② 上記４．（３）にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）

④ 依頼メールが１営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。

⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDF にパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

（３）提出先

１）プロポーザル及びプレゼンテーション実施に必要な資料

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

２）見積書（本見積書及び別見積書）

① 宛先：e-koji@jica.go.jp

② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書

〔例：2〇a00123_〇〇株式会社_見積書〕

③ 本文：特段の指定なし

④ 添付ファイル：「2〇a00123_〇〇株式会社_見積書」

⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

⑦　別見積については、「第３章４．（３）別見積について」のうち、１）の経費と２）～３）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

３）別提案書（第３章４．（２）に示す上限額を超える提案）がある場合
GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記４．（３）の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

（４）提出書類

１）プロポーザル・見積書

２）プレゼンテーション実施に必要な資料

３）別提案書（第３章４．（２）に示す上限額を超える提案がある場合）

９．　契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙４の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2023 年 10 月）」より以下を参照してください。

① 別添資料１「プロポーザル評価の基準」

② 別添資料２「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

③ 別添資料３「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100 点満点中 60 点）を下回る場合には不合格となります。

（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

また、第３章４．（２）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

（１）評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の２点について、加点・斟酌されます。

１）業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者１名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、**一律２点の加点（若手育成加点）**を行います。

２）価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点有の場合は加点後の評価点）について第１位と第２位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

１０．　評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記４．（３）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

第２章 特記仕様書（案）

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【１】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【１】　本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

（なお、プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第３章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。）

１．企画・提案を求める水準

【JICA が主な活動レベルまでを提示する場合】

☒ 応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録(以下､｢R/D｣）で設定したプロジェクトの**目標、成果、主な活動に対して**、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

【JICA が活動の詳細まで規定する場合】

☐ 応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録(以下､｢R/D｣）で設定したプロジェクトの目標、成果、活動の実施を進めるにあたっての、効果的かつ効率的な**実施方法及び作業工程を考案し**、プロポーザルにて提案してください。

☐ プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

２．プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第３章１.（２）「２）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

№	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	効果的・効率的な指導者研修の実施手法	第５条　業務の内容 ２．本業務にかかる事項 （１）プロジェクトの活動に関する業務 ①成果１に関わる活動
2	ICT を活用した有効な養殖普及サービスのための教材開発・改定手法	第５条　業務の内容 ２．本業務にかかる事項 （１）プロジェクトの活動に関する業務 ②成果２に関わる活動
3	エジプトにおける適正養殖規範（以下、「Egy-GAP」という）認証制度の導入プロセス、Egy-GAP の重要な要件、制度設計上の留意事項	第５条　業務の内容 ２．本業務にかかる事項 （１）プロジェクトの活動に関する業務 ④成果４に関わる活動
4	バリューチェーン関係者のグループ化支援および ICT を活用したネットワーク化手法	第５条　業務の内容 ２．本業務にかかる事項 （１）プロジェクトの活動に関する業務 ⑤成果５に関わる活動

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。

- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性と配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。

① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上（主に個人）。
② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第３章「２.業務実施上の条件」参照）。

③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第１章「５.競争参加資格」参照）。

- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO に再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

【２】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第１条　総則

この仕様書は、発注者と受注者とが実施する本業務の仕様を示すものである。

第２条　業務の目的

「第３条　業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第５条　業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成することを目的とする。

第３条　業務の背景

別紙１（案件概要表）のとおり。

第４条　実施方針及び留意事項

１．共通留意事項

別紙２のとおり。

２．本業務に係る実施方針及び留意事項

（１）ICT の活用

本業務では、ICT を活用した養殖普及サービスの提供及びバリューチェーン関係者のネットワーク化が求められている。民間ベースでもソリューション（場合によっては双方合わせたサービス）がある可能性があり、その活用有無をまず検討したうえで対応するアプリケーションの開発を行うこととなるが、事業終了後も同アプリケーションの維持・拡張が可能となるよう留意した設計・開発が必要となる。なお、Egy-GAP

の導入については、エジプトにおけるニーズを適切に反映した制度設計を第一優先とするものの、制度の効果的運用の観点から、その申請・認証・運用プロセスにおけるICT の活用についても必要に応じて検討する。

（２）養殖における水資源の先行利用

エジプトでは、灌漑用水を養殖等の他用途に一次利用することに制約をかけており、「Old land」と呼ばれるナイルバレーのデルタ地域では、「農業排水」で養殖が行われている[1]。一方、近年新たに開発が進む中流域（乾燥帯）の灌漑エリア、いわゆる「New land」では、養殖が農業に先駆けて水を利用することが許され、節水型養殖で水を一次利用する統合型養殖・農業システム（Integrated Aquaculture-Agriculture System, IAAS）への取組みが始まっている。こうした新たな水資源の利用制度が普及していくためには、養殖生産が水資源を浪費せず、農業などの二次利用にも悪影響を及ぼさないことを担保することが重要な要件となる。本案件で導入する適正養殖規範（Good Aquaculture Practices, GAP）のローカル認証制度である「Egy-GAP」の制度設計においては、農業・環境に優しく持続性のあるエコな養殖生産プロセスを実践していることを見える化し、それを客観的に証明する手段である当該制度の重要な側面にも十分に配慮する。

なお、IAAS は、エジプトに実証施設を持つ国際研究機関 WorldFish もその開発に取り組んでいるため、WorldFish とも積極的に情報交換をし、必要に応じて連携・協力の実施を検討する。

（３）Egy-GAP 紹介セミナー（オンライン）の開催

水産業における GAP はアフリカでは初の試みとなる。Egy-GAP の制度が完成した段階で、制度の紹介を目的としたセミナーを開催することが望ましい。

（４）活動拠点の整備

本業務では、カイロに加え、遠隔地の活動拠点を整備する必要がある。遠隔地とはカフルエルシェイク県を想定。協力対象地域は 3 箇所、カフルエルシェイク県、ベヘイラ県およびミニア県を想定。

（５）先行優良事例の活用

アフリカ地域で前例のない適正養殖規範認証制度の導入に関しては、先行地域である

[1] こうした水利用の制限ゆえにデルタエリアには多くの非正規養殖生産者が存在している。

アジアの事例（マレーシア、タイなど）を広範に参照し、必要に応じて人材育成・事例研究を目的とした現地視察を検討する。

（６）供与機材の選定と調達
本業務実施中に先方実施機関と協議の上、必要となる機材を選定する必要がある。

第５条　業務の内容
１．共通業務
別紙３のとおり。

２．本業務にかかる事項
（１）プロジェクトの活動に関する業務
① 成果１に関わる活動
活動 1-1：湖沼・水産資源保護開発機構（LFRPDA）職員の能力評価を行い、研修ニーズを特定する。なお、能力評価においては、次の分野に関する知見に特に重点を置く：①養殖生産の環境負荷、②統合的養殖・農業システム、③適正養殖規範認証制度、④養殖普及制度、⑤養殖魚バリューチェーン開発
活動 1-2：特定された分野における研修を実施する。
活動 1-3：養殖に関する知識強化のために養殖先進国にスタディツアーを実施する。
活動 1-4：質問票調査でトレーニングの達成度を評価する。

② 成果２に関わる活動
活動 2-1：改善点を特定するために養殖普及サービスの現状分析を行う。
活動 2-2：ICT を活用した有効な養殖普及サービスのための教材を準備する。
活動 2-3：教材の有効性の現場検証を行い内容を適宜改訂する。

③ 成果３に関わる活動
活動 3-1：養殖セクターの水利用に関連する現状分析を行う。
活動 3-2：水利用改善に向けた支援方策を策定する（政策的支援、規制、技術改良及び普及サービスの観点を含む）。
活動 3-3：統合的養殖・農業システムなど効率的な養殖用水の利用に向け既存のシステムを改善する。

活動 3-4：対象（パイロット）地域において、効率的な養殖用水の利用システムの有効性を精査する。

活動 3-5：収集したデータ及び情報を技術報告書としてまとめる。

④ 成果４に関わる活動

活動 4-1：養殖 GAP 認証制度の先行国（マレーシア、タイ等）における制度設計・運用状況をレビューし、エジプトにおける養殖 GAP（Egy-GAP）の基本要件を特定する。

活動 4-2：Egy-GAP 実施のための技術的ガイドラインを策定する。

活動 4-3：Egy-GAP の認証手順を設計する。

活動 4-4：Egy-GAP 普及のための教材を準備する。

活動 4-5：対象地域において、Egy-GAP の研修及び認証プロセスを試行する。

活動 4-6：4-5 の試行を通じ、認証システムに必要な調整を加える。

活動 4-7：（有識者による）認証システムの評価を行う。

⑤ 成果５に関わる活動

活動 5-1：対象地域においてバリューチェーン関係者の経済的脆弱性を理解するためのベースライン調査を実施する。併せて、女性従事者数を確認する。

活動 5-2：LFRPDA が効率的な支援を行えるようバリューチェーン関係者のグループ化を支援する（小売業の女性グループを含む）。

活動 5-3：バリューチェーン関係者グループに対し、経営管理や品質保証についての研修を提供する。

活動 5-4：バリューチェーン関係者が活発かつ多様な経済的関係性を構築できるよう ICT を利用したネットワーク化を支援する。

活動 5-5：バリューチェーン関係者の金融アクセスを改善する。

活動 5-6：質問票調査を通じ、バリューチェーン関係者に起こった望ましい変化を評価する。

活動 1-2 で行う現地研修の想定規模は以下のとおり。

実施回数	約 4 回
対象者	LFRPDA 職員
参加者数	約 10 名/回
開催期間	約 5 日/回

実施場所	協力対象地域もしくはカイロ
実施形態	対面

（２）本邦研修・招へい

☒本業務では、本邦研修・招へいを想定していない。

☐ 本プロジェクトでは、本邦研修・招へいを実施する。
本邦研修・招へい実施業務は、本契約の業務には含めず、研修・招へい日程を確定した後、発注者・受注者協議の上で、別途契約書を締結して実施する（発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠）

☐ 想定規模は以下のとおり。

（３）機材調達

☐本業務では、機材調達を想定していない。

☒ 受注者は、業務の実施に必要と判断される以下の機材を「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に沿って調達する。受注者は、カウンターパート（以下、「C/P」）と確認し、発注者・受注者協議の上で機材名/数量/仕様を最終的に確定する。

調達機材の想定規模は以下のとおり。

	機材名	仕様	数量	機材の別	見積の取扱
1	技術移転用機材	プロジェクト実施に必要なもの。	-	供与機材	定額計上
2	ICT を利用した効率的養殖普及技術教材	プロジェクト実施に必要なもの。	1	供与機材	定額計上
3	Egy-GAP 普及教材及び認証システム	プロジェクト実施に必要なもの。	1	供与機材	定額計上
4	バリューチェーン関係者ネットワーク用アプリケーション	プロジェクト実施に必要なもの。	1	供与機材	定額計上

（４）現地再委託

☐本業務では、現地再委託を想定していない[2]。

☒ 本プロジェクトでは、以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。
再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	バリューチェーンの経済的脆弱性についてのベースライン調査	カフルエルシェイク県、ベヘイラ県及びミニア県並びにカイロに存在するバリューチェーン関係者を対象とした経済性調査	1 回	定額計上
2	ICT を利用した効率的養殖普及技術教材開発と改定	養殖普及を効率的に実施するためのアプリケーション	一式	定額計上
3	Egy-GAP 普及教材及び認証システムの開発と改定	Egy-GAP を普及させるための利用者用教材開発とオンラインによる認証を可能とするシステムの開発・改定	一式	定額計上
4	バリューチェーン関係者ネットワーク用アプリケーション開発と改定	養殖業者、販売流通及び消費者が取引情報（数量・価格等）を提示し、従来よりも広くかつ迅速に取引ができるようになるためのアプリケーション	一式	定額計上

（５）その他

① 収集情報・データの提供

➢ 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出す

[2] ただし、再委託による業務の遂行が不可欠と考える業務がある場合には、当該業務の内容・方法及び再委託によることが必要な理由を詳述し、協議する。

る。

- 調査データの取得に当たっては、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を確認する。関連する法令が存在しない場合あるいは法令の適用有無が判断できない場合、調査実施地域の管轄機関に当該協力準備調査で取得したデータの所有権及び利用権について確認する。確認の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。

② ベースライン調査

- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況をモニタリング・評価するための指標を設定し、プロジェクト開始時点のベースライン値を把握する。また、具体的な指標入手手段についても明らかにし、モニタリングに向けた体制を整える。
- 受注者は、調査の枠組みや調査項目について、調査開始前に発注者と協議の上、C/P の合意を得る。ベースライン調査を経て指標の目標値の設定を行う際にも、同様に発注者及び C/P の合意を得ることとする。

③ C/P のキャパシティアセスメント

- 受注者は、人材育成の対象となる C/P に対し、現状の詳細な把握やキャパシティアセスメントを行い、その結果を踏まえ、その後の能力強化の重点項目や範囲を設定する。

④ 環境社会配慮に係る調査

本業務では当該項目は適用しない。

⑤ ジェンダー平等を推進する活動

- 合意文書及び事前評価表に記載されたジェンダー主流化の取組及び指標の達成のための活動を実施する。具体的には次のとおり。
- 詳細計画策定調査にて、流通段階において、主に女性が従事している小売りにおけるグループ化支援の要望が確認された。本事業は、小売業における女性のグループ化の支援を実施の上、研修機会の提供、ICT を活用したネットワークの形成や金融アクセスの改善を行うことを計画しているため。なお、成果５の指標「バリューチェーン・アクターの XX%以上がビジネス環境の改善があったと回答する」については、 男女別にデータを取得し、改善状況に男女差が見られた場合には原因の分析を行い是正のための活動に取り組むこと

とする。

- ジェンダーバランスなど多様性の視点に立った実施体制を採る。また、事業対象者が各自のジェンダーによって参加が困難とならないよう、包摂のための工夫をする。
- さらに、データ収集の際は、ジェンダー別に収集・分析を行い、定量/定性的効果を可能な限りジェンダー別で把握する。成果やインパクトの発現状況をモニタリングし、問題が発生した場合は適宜対応する。

第６条　報告書等

１．報告書等

☒　本業務は、各期それぞれに作成する。

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	
ワーク・プラン	業務開始から 1 か月以内	日本語及び英語	電子データ	
モニタリングシート	別途指定 （6 か月ごとの頻度）	英語	電子データ	
業務進捗報告書	期分けした各期の契約履行期限（最終期間を除く）	日本語	電子データ	
業務完了報告書	契約履行期限末日	日本語	製本	1 部
			CD-R	1 部
事業完了報告書	契約履行期限末日	英語	製本	1 部
			CD-R	1 部

- 業務完了報告書及び事業完了報告書は、履行期限 3 ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。

- 受注者もしくは C/P 等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

（１）業務計画書

共通仕様書第６条に記された内容を含めて作成する。

（２）ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
② プロジェクト実施の基本方針
③ プロジェクト実施の具体的方法
④ プロジェクト実施体制（JCC の体制等を含む）
⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
⑥ 業務フローチャート
⑦ 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure 等の活用）
⑧ 要員計画
⑨ 先方実施機関便宜供与事項
⑩ ICT を利用した効率的養殖普及技術教材開発と改定計画
⑪ バリューチェーン関係者ネットワーク用アプリケーション開発計画
⑫ その他必要事項

（３）モニタリングシート

発注者指定の様式に基づき作成する。

（４）業務完了報告書（及び業務進捗報告書）

① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
② 活動内容（PDM に基づいた活動のフローに沿って記述）
③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
④ プロジェクト目標の達成度
⑤ 上位目標の達成に向けての提言（業務完了報告書の場合）もしくは次期活動計画（業務進捗報告書の場合）

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

(ア)PDM（最新版、変遷経緯）
(イ)業務フローチャート

(ウ)WBS 等業務の進捗が確認できる資料
(エ)人員計画（最終版）
(オ)研修実績
(カ)遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
(キ)供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
(ク)合同調整委員会議事録等
(ケ)その他活動実績

（５）事業完了報告書
発注者指定の様式に基づき作成する。

２．技術協力作成資料
本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。
（１）養殖技術普及用ハンドブック
（２）Egy-GAP 普及用ハンドブック
（３）バリューチェーン関係者ネットワーク用アプリケーション開発仕様書、運用保守ガイドライン、ユーザーハンドブック
（４）養殖普及を効率的に実施するためのアプリケーション開発仕様書、運用保守ガイドライン、ユーザーハンドブック

３．コンサルタント業務従事月報
国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。
（１）今月の進捗、来月の計画、当面の課題
（２）今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
（３）詳細活動計画（WBS 等の活用）
（４）活動に関する写真

第７条　「相談窓口」の設置
発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、

発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口に事態を通知し、助言を求めることができる。

別紙１

案件概要表

１．案件名

国　　名：エジプト・アラブ共和国（エジプト）

案件名：経済開発のための持続的かつレジリエントな養殖振興プロジェクト

２．事業の背景と必要性

（１）当該国における当該セクターの開発の現状・課題及び本プロジェクトの位置付け

エジプトはアフリカにおいて養殖が最も盛んで、1980 年代には 5 万トン／年未満だった養殖魚生産量は 2018 年には 150 万トン以上となり、世界第 8 位、アフリカ第１位の生産量を誇る（FAO, 2020）。また魚は同国民の動物性タンパク質需要の約 38%を供給し（エジプト中央動員統計局, 2018）、さらに養殖バリューチェーン全体で 30 万人の雇用創出に寄与していることから（WorldFish[3]（以下、「WF」という。）, 2020）、失業率の高い女性や若者の雇用吸収[4]も期待されており、食糧安全保障と雇用確保の観点から重要産業に位置付けられている。

しかし、2020 年の新型コロナウイルス感染症拡大により、大幅な水産物の需要減や流通取引の物理的制限等、養殖業は様々な形で負の影響を受け、養殖バリューチェーンの脆弱性が明らかになった。そうした課題解決のために、生産性の向上や国外需要の獲得、デジタル媒体を活用した流通・販売チャネルの多角化等による同バリューチェーンの強靭性向上が必要である。

他方、水資源の観点からは、同国は取水量の 85%以上をナイル川に依存する一方で、スーダンとの国際協定によりその上限は 555 億トン／年に定められている。ナイル川流域の人口が今後 25 年間で倍増する[5]との予想やナイル川支流にダムが建設[6]されるなど、利用可能な水資源量の減少が危惧されている。また、同国の内水面養殖の大半が、節水型ではない半集約的養殖[7]を行う中小規模の養殖漁家であることから、水資源利用の効率化が喫緊の課題である。加えて、同国では灌漑用水の利用は農業用途が優先され、養殖池では原則的に農業廃水しか利用できないため、残留農薬等の有害成分が養殖魚の品質へ与える影響が指摘されている。EU 等は廃水で育った養殖魚の輸入を禁止しているように、輸出用生産拡大の阻害要因となっている。

近年、限られた水資源の有効かつ複層的利用の促進を目的に政策転換が行われ、一部地域で養殖における水資源の先行利用が認められることとなった。養殖における水

---

[3] マレーシアに本部機能を有する非営利研究機関

[4] 女性と若者の失業率はそれぞれ17.7%および17.3%。世界銀行, 2020年

[5] 2020年：約250万人⇒2045年：約500万人（Nile Basin Initiative, 2015, and FAO, 2017）

[6] グランド・エチオピア・ルネサンス・ダム。本ダムの完成と貯水により、ナイル川下流のスーダンとエジプトは水の流量確保等につき、当事国の合意が必要との立場であり、現在AU等による仲介努力が行われている。

[7] 粗放的養殖と集約的養殖の中間。簡易な施設・設備を活用し、水中の酸素取り込みや養殖で発生する残渣の廃棄などは養殖池の水の置換によって対応している。

資源の先行利用の普及には節水型の養殖を行うこと、排水が二次利用先の農業生産に悪影響を及ぼさないことを担保することが重要な要件となる。そのため、適正な養殖生産プロセスの規範を定め、適正養殖規範（Good Aquaculture Practices。以下、「GAP」という。）の認証制度を導入することで、水資源の効率的かつ複合的な利用を可能とする「養殖・農業統合生産システム」の確立が求められている。GAP を通じて品質確保や環境負荷の軽減といった持続的な養殖生産プロセスの実践を客観的に証明することで、養殖魚に対する消費者の信頼性を向上し、需要の安定ひいては輸出可能性を拡大していくことができる。
エジプト政府は、持続可能な開発政策「エジプト・ビジョン 2030」において、水資源利用の効率化を通じた生産性の向上、農村の産業構造改善・人材育成、流通強化、女性の農村開発への参画に向けた環境整備、また若者の雇用拡大（400 万人増）を目指している。こうした背景から、エジプト政府は、養殖の効率的な水利用のシステムの確立、適正養殖規範（GAP）認証制度の整備、養殖普及サービスや流通網の改善、小売業者グループ・小規模養殖業者へのサプライチェーン及び市場ニーズの情報提供プラットフォームの整備などを実施する本事業の支援を我が国に要請した。

（２）当該セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本プロジェクトの位置づけ

本事業は、効率的な養殖技術の普及から女性を含む小売業までのサプライチェーンの強化を通じ、養殖関連業の強化・多様化を図るものであり「対エジプト・アラブ共和国国別開発協力方針（2020 年 9 月）」の重点分野「社会的包摂の促進」における、都市と農村の格差を是正するための農業生産や農村開発等に対する協力を実施する方針と合致する。また、JICA 課題別事業戦略（グローバル・アジェンダ）「農業・農村開発（持続可能な食料システム）」の主要な取組として掲げる「水産資源の管理・活用」にも合致する。
さらに、持続可能な開発目標（SDGs）のゴール 2「食料安全保障」及びゴール 12「持続可能な生産と消費」の達成にも寄与する。

（３）他の援助機関の対応

WF は「アフリカ向け魚のイノベーションハブ（Fish for Africa Innovation Hub）」と呼ばれる地域プロジェクトを実施している。WF エジプト（アバッサ・センター（Abbasa Center））が同地域プロジェクトの中心機関であり、多くの養殖プロジェクトをエジプト農業・土地開拓省（Ministry of Agricultural and Land Reclamation）と共に実施している。

また、スイス政府の支援を得て環境変動の影響を軽減する方策として女性グループを対象とする水産加工の研修を行う能力開発プロジェクトの実施実績がある。

本事業の内容は上記の活動と重複は無いが、ベースライン調査や研修など、WF が実施している活動との連携を視野に入れて実施する。

３．事業概要

（１）事業目的

本事業は、エジプト国 Kafl el-sheikih 県、Behera 県及び Minya 県において、持続可能で強靭な養殖を促進する計画・実施能力および養殖普及サービスを強化し、効率的な水利用システムを確立するとともに、エジプトにおける適正養殖基準（以下、「Egy-GAP という。」の国家認証制度の設立を進めバリューチェーン・アクターの能力強化を図ることをもって、対象地域における養殖セクターの経済的・社会的貢献の増大に寄与するもの。

（２）プロジェクトサイト／対象地域名

Kafl el-sheikih 県、Behera 県及び Minya 県。養殖池面積：約 180,000 フェダン（72,000 ヘクタール）

（３）本プロジェクトの受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：湖沼・水産資源保護開発機構（The Lakes and Fish Resources Protection and Development Agency （以下、「LFRPDA」という））職員約 100 名、養殖普及員 25 名及び小規模養殖農家約 300 名、バリューチェーン関係者約 100 名。

最終受益者：養殖セクター関係者約 28 万人

（４）事業実施期間

2024 年 1 月～2027 年 12 月を予定（計 48 カ月）

（５）事業実施体制

LFRPDA（実施機関）、WF（協力機関）

（６）他事業、他援助機関等との連携・役割分担

１） 我が国の援助活動

エジプトにて実施中のアフリカ向け養殖分野第三国研修の実施。無償資金協力及び技術協力による Aswan 県 Naseer 湖での孵化場開発、GAFRD（General Authority for Fish Resources Development。LFRPDA の前身）への JICA 海外協力隊派遣

２） 他援助機関等の援助活動

上記２．（３）のとおり。

（７）環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

１）環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月公布）に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響はないと判断されるため。

③ 環境許認可：該当なし。

④ 汚染対策：該当なし。

⑤ 自然環境面：該当なし。

⑥ 社会環境面：該当なし。

⑦ その他・モニタリング：該当なし。

２）横断的事項：気候変動対策（適応策）

本事業により養殖の効率的な実施が期待され、限られた水資源を有効に活用で

きる。従って、本事業は気候変動で生じる渇水の発生等に対する適応策となり、気候変動に対するレジリエンス強化に貢献することが期待されるため、本事業は適応策（副次的目的）に資すると考えられる。

３）ジェンダー分類：【ジェンダー案件】「GIS ジェンダー活動統合案件」

＜活動内容／分類理由＞

詳細計画策定調査にて、流通段階において、主に女性が従事している小売りにおけるグループ化支援の要望が確認された。本事業は、小売業における女性のグループ化の支援を実施の上、研修機会の提供、ICT を活用したネットワークの形成や金融アクセスの改善を行うことを計画しているため。なお、成果５の指標「バリューチェーン・アクターの XX%以上がビジネス環境の改善があったと回答する 」については、男女別にデータを取得し、改善状況に男女差が見られた場合には原因の分析を行い是正のための活動に取り組むこととする。

（８）その他特記事項：特になし。

４．事業の枠組み

（１）上位目標

協力対象地域において養殖セクターの経済・社会的貢献が増大する。

指標及び目標値：養殖魚の生産量の増加量、養殖バリューチェーンにおける若者及び女性の雇用数

（２）プロジェクト目標

持続的かつ強靭性のある養殖の振興にかかる LFRPDA の組織的能力が強化される。

指標及び目標値：GAP 認証システムの承認、持続的かつ強靭性のある養殖に資する支援を受けた養殖家の数。

（３）成果

成果１：LFRPDA 職員の持続的かつ強靭性のある養殖振興支援策に係る計画・実施能力が強化される。

指標及び目標値：XX%以上の LFRPDA の職員及び評価者が特定された技術分野における知識・技術が向上したと回答する。

成果２：LFRPDA の養殖普及サービスが強化される。

指標及び目標値：LFRPDA が研修資料を作成する。

成果３：養殖の効率的な水利用のシステムが確立される（統合的養殖・農業システムを含む）。

指標及び目標値：①従来の養殖方法に比べて XX%の水が節約される。②- 養 魚池からの放流水の有害物質検出レベルが農業灌漑用水としての基準値以下である。

成果４：責任ある養殖の普及に向けたエジプト版 GAP 認証システムが確立される。

指標及び目標値：①Egy-GAP のガイドラインが策定される。②認証システムの妥当性が関連するステークホルダーによって確認される。

成果５：バリューチェーン関係者の経済的状況が外的脅威に対し強靭性を持つよう強化される。

指標及び目標値：バリューチェーン・アクターの XX%以上がビジネス環境の改善があったと回答する。

（４）活動

活動１－１：LFRPDA 職員の研修ニーズを特定するための能力評価を行う。
活動１－２：特定された分野における指導者研修を実施する。
活動１－３：養殖に関する知識強化のために養殖先進国にスタディツアーを実施する。
活動１－４：質問票調査でトレーニングの達成度を評価する。
活動２－１：改善点を特定するために養殖普及サービスの現状分析を行う。
活動２－２：ICT を活用した有効な養殖普及サービスのための教材を準備する。
活動２－３：教材の有効性の現場検証を行い内容を適宜改訂する。
活動３－１：養殖セクターの水利用に関連する現状分析を行う。
活動３－２：水利用改善に向けた支援方策を策定する（政策的支援、規制、技術改良及び普及サービスの観点を含む）。
活動３－３：統合的養殖・農業システムなど効率的な養殖用水の利用に向け既存のシステムを改善する。
活動３－４：対象（パイロット）地域において、効率的な養殖用水の利用システムの有効性を精査する。
活動３－５：収集したデータ及び情報を技術報告書としてまとめる。
活動４－１：Egy-GAP の構成要素を特定する。
活動４－２：Egy-GAP 実施のための技術的ガイドラインを策定する。
活動４－３：Egy-GAP の認証手順を設計する。
活動４－４：Egy-GAP 普及のための教材を準備する。
活動４－５：対象地域において、Egy-GAP の研修及び認証プロセスを試行する。
活動４－６：４－５の試行を通じ、認証システムに必要な調整を加える。
活動４－７：（有識者による）認証システムの評価を行う。
活動５－１：対象地域においてバリューチェーン関係者の経済的脆弱性を理解するためのベースライン調査を実施する。併せて、女性従事者数を確認する。
活動５－２：LFRPDA が効率的な支援を行えるようバリューチェーン関係者のグループ化を支援する（小売業の女性グループを含む）。
活動５－３：バリューチェーン関係者グループに対し、経営管理や品質保証についての研修を提供する。
活動５－４：バリューチェーン関係者が活発かつ多様な経済的関係性を構築できるよう ICT を利用したネットワーク化を支援する。
活動５－５：バリューチェーン関係者の金融アクセスを改善する。
活動５－６：質問票調査を通じ、バリューチェーン関係者に起こった望ましい変化を評価する。

５．前提条件・外部条件

（１）前提条件　なし

（２）外部条件

１）エジプト政府の持続的かつレジリエントな養殖普及に係る政策が変化しないこと

２）気候変動の影響により水資源が枯渇しないこと

６．過去の類似案件の教訓と本プロジェクトへの適用

カンボジア「淡水養殖改善・普及プロジェクトフェーズ 2」の事後評価（2018）において、対象地域/国における 5～10 年後の、養殖時期の水不足、養殖用配合飼料の価格上昇などの社会・経済状況を考慮する必要性が指摘されている。また、モルディブ「持続的漁業のための水産セクターマスタープラン策定プロジェクト」の事後評価（2020）では、関係機関と良好なコミュニケーションをとることで緊密な連携を図る必要性が指摘されている。

本事業は水資源が切迫しているエジプトにおける養殖の効率化を行うものであり、他ドナーも活動していることから、将来の水資源の予測及び社会・経済状況の予測を踏まえ、他機関との情報共有を行いつつ実施する。

以　上

別紙２

共通留意事項

１．必須項目

（１）討議議事録（R/D）に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録（R/D）に基づき実施する。

（２）C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を充分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

（３）プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM（Project Design Matrix）、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更に当たっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

（４）開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえるよう、発注者と連携して、各種会

合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務めるものとする。

（５）他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

（６）根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

２．選択項目

□段階的な計画策定（計画フェーズ・本格実施フェーズ）

- 本業務では次のとおり、計画フェーズと本格実施フェーズに分けて実施する。

第一段階　（計画フェーズ）：

本プロジェクトに関連する情報を調査・分析し、C/P との協議を通じて、プロジェクト活動の詳細計画を策定する。必要に応じ、試行的な活動を実施する。

第二段階（本格実施フェーズ）：

第一段階で策定された詳細計画に基づいて C/P と共に本格的に活動を実施する。

□他の専門家との協働

- 発注者は、本契約とは別に、長期専門家及び／もしくは短期専門家を派遣予定である。受注者は、これら専門家と連携し、プロジェクト目標の達成を図ることとする。ワーク・プラン、モニタリングシート、業務進捗報告書、業務完了報告書、事業完了報告書の作成に際しては、これら専門家と協働して作成する。

- 上記専門家との役割分担は、第４条２．本業務にかかる事項、同専門家の活動内容は、別添を参照する。

☒ジェンダー配慮

- 本業務の実施に際しては、男女別データの収集・分析を行い、男女別データで定量的効果を把握することや、男性／女性の参画を考慮した活動内容を検討する等、ジェンダーに十分配慮した活動を行う。

別紙３

共通業務内容

１．業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第２期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

２．合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCC は、1 年に 1 度以上の頻度で、（R/D のある場合は R/D に規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

３．成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で（1 年に 1 回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書を C/P と共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。

- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリング、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/P と成果指標のモニタリング体制を整える。
- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既に実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

４．広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使用できるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

５．業務完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

以　上

第３章　プロポーザル作成に係る留意事項

１．プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、**「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」**の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

（１）コンサルタント等の法人としての経験、能力

１）類似業務の経験

類似業務：養殖技術（アプリケーション開発業務の経験があることが望ましい）

２）業務実施上のバックアップ体制等

３）その他参考となる情報

（２）業務の実施方針等

１）業務実施の基本方針

２）業務実施の方法

＊　１）及び２）を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

３）作業計画

４）要員計画

５）業務従事予定者ごとの分担業務内容

６）現地業務に必要な資機材

７）その他

（３）業務従事予定者の経験、能力

１）評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「３．業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➢　業務主任者／〇〇

※　業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

２）業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（２号）】

① 対象国及び類似地域：エジプト国及び全途上国

② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

２．業務実施上の条件

（１）業務工程

2024年1月に業務を開始し、2027年12月に終了を予定している。以下のとおり、２つの期間に分けた業務実施を想定している。なお、期毎に業務計画を提案し、契約交渉を経て契約締結を行う。

第１期：2024年1月～2025年9月（21か月）

第２期：2025年10月～2027年12月（27か月）

（２）業務量目途

１）業務量の目途

約　６３．２０　人月

２）渡航回数の目途　全４１回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（３）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- バリューチェーンの経済的脆弱性についてのベースライン調査
- ICT を利用した効率的養殖普及技術教材開発と改定
- Egy-GAP 普及教材及び認証システムの開発と改定
- バリューチェーン関係者ネットワーク用アプリケーション開発と改定

（４）配付資料／公開資料等

１）配付資料

- 要請書
- 詳細計画策定調査協議議事録
- R/D

２）公開資料

- 事前評価表
  https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2023_202003752_1_s.pdf

（５）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
１	カウンターパートの配置	有

２	通訳の配置	無
３	執務スペース	有
４	家具（机・椅子・棚等）	無
５	事務機器（コピー機等）	無
６	Wi-Fi	無

（６）安全管理

１）原則、渡航 2 週間前までに、JICA 経済開発部に渡航情報を提出してください。国内移動を含む場合、国内移動届（滞在中の連絡可能な手段と、行程（時間、場所（移動先の Google Maps リンクを付す）を記した地図を添え）も提出してください。

２）JICA が定める「安全対策措置」（随時更新）の最新版を確認いただき、行動規範を遵守願います。（2023 年 9 月時点の安全対策措置は以下のとおりです）

（参考）安全対策措置（2023 年 8 月 25 日改訂）

地域（１）業務渡航：注意喚起

・カイロ大都市圏

・ アスワン県アブシンベル（アブシンベルより南は含まない。）

・ ポートサイド県ポートフォード

・ 下記（２）、(3) を除く全土

＜業務渡航・一般渡航の条件＞

<u>渡航準備</u>

・ 全ての渡航・移動等について、上記に記した JICA エジプト事務所（以下、「事務所」）への届出の期限を順守すること。期限を過ぎた場合は、原則、渡航を認めない。

・ 渡航予定地域の治安状況の悪化等により、JICA 関係者にリスクが及ぶと判断される場合、事務所が渡航の取り止めや旅程の変更を求める場合がある。

【本邦・第三国からの関係者】

１）業務渡航

・ 原則、渡航 1 週間前までに、事務所に渡航情報を提出する。

・ 国内移動届（滞在中の連絡可能な手段と、行程（時間、場所（経緯度を含む））を記した地図を添え）を、渡航 1 週間前までに案件担当者に提出する。

・ 安全管理担当者から、最新の現地エリア別の治安情報の提供を受け、状況の把握を行う。

・ 事務所作成の「安全対策マニュアル」を熟読する。

・ 公用旅券使用の場合、カイロ空港での VISA on Arrival の取得はできないので必ず

事前取得する。
・長期渡航者（滞在期間が 90 日超）の場合は、上記に加えて、事務所案件担当者を通じて、安全管理担当者にアポイントを取り、Online または対面で治安等に係るブリーフィングを受けるものとする。

【派遣中の関係者】
・ 都市間移動を行う場合は、原則、渡航 1 週間前までに、事務所に渡航情報を提出する。（業務渡航、一般渡航共通）

行動規範（全滞在者共通）
「海外安全対策ハンドブック」と「エジプト安全対策マニュアル」を熟読し、セルフディフェンスに努めること。
１）通信手段
・ 緊急連絡手段の確保：安否確認等のため、携帯電話もしくは固定電話に常に出られる、また、携帯電話を充電できる状態を維持する。

２）注意すべき場所
・ 市中で警戒中の警察官等から距離を置くほか、軍や警察関連施設、宗教施設（大きなモスクや教会）、裁判所、多くの人が集まる場（タハリール広場、駅、バスターミナル、スタジアム等）などには、できるだけ近づかない。
・ 欧米系高級ホテルや大規模商業施設、博物館・美術館、観光地、市場等では、出入口付近、ロビーでの滞在時間を極力短くする。特に、屋外の遺跡等の観光地（ギザの３大ピラミッド、サッカラやダハシュール等のピラミッド等）を訪問する際は滞在時間も最小限にする行程にすること。

３）交通手段
・ 夜間の外出、都市間移動は控える。特に 23 時～4 時の移動は原則不可。やむを得ない場合は事前に事務所に連絡すること。
・ 都市間移動時の交通機関は飛行機、運転手付レンタカー、大型長距離バス、鉄道、とし、ミクロバスは禁止する。都市内移動時の場合でも、公共バスやミクロバスの利用は控える。但し、他の交通モードが利用できない場合に限り、利用を可とする。
・ トゥクトゥク（三輪バイク）の利用禁止。
・ 車両の運転禁止（二輪後部等への同乗を含む）。
・ 観光を目的とするバス等を利用しない。（過去にテロの標的にされた例があるため）。
・ 後部座席に乗る（運転手の真後ろの席が比較的安全とされている）。
・ シートベルトを締める（後部座席も同様）。

・ タクシー運転手の運転が荒かったり、走行中に携帯電話を使用したりする等、危険を感じるような場合は、躊躇せずに乗り換える。
・ ポートフォードに渡るには、車両通行用の橋、またはポートフォードフェリーを利用すること。

４）ダイビング
・ 詳細は「エジプト・アラブ共和国安全対策マニュアル」を参照のこと。

５）その他
・ 2023 年 8 月現在、ポートフォードには宿泊施設がない点留意すること。
・ アブシンベルなどの主要観光地における医療関係の詳細については、「安全対策マニュアル」を参照すること。

地域（２）業務渡航：在外事務所長承認
・ 中部 4 県（アシュート県、ミニア県、ソハグ県、ケナ県）内、西部砂漠道路より西）
・ 以下 3 県のスエズ運河以東（ポートサイド県、イスマイリヤ県、スエズ県）
・ 北西部から南西部にかけての砂漠地帯（地中海に面したマルサ・マトルーフからアレキサンドリアまでの沿岸地域は（１）に準ずる）
・ アスワン県のアブシンベル より南（アブシンベルを含まない）のスーダン国境地帯
・ ハライブトライアングル地帯（シャラティン含む）
<u>渡航準備</u>
・ 原則、渡航 2 週間前までに、事務所に渡航申請を行い、承認を得る。
・ 地域（１）の準備手順に準じる。

<u>行動規範（全滞在者共通）</u>
・ 地域（１）での記載に同じ。

地域（３）渡航禁止
・ 北シナイ県
・ 南シナイ県（アカバ湾に面したダハブからシャルム・エル・シェイクまでは（１）に準じるため除く）
・ リビア国境地帯

３．プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施

要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。
注）Microsoft-Teamsによる実施を基本とします。詳細につきましては、別添「プレゼンテーション実施要領」を参照してください。

４．見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、**「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2023 年 10 月版）」（以下同じ）**を参照してください。
（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html）

（１）契約期間の分割について

第１章「３．競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

（２）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】
325,147,000円（税抜）

なお、定額計上分　35,552,000円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内で

の提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記（３）別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（３）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算か明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

１） 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

２） 上限額を超える別提案に関する経費

３） 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（４）定額計上について

１） 上述（２）のとおり定額計上指示された経費につき、定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	活動拠点整備費	第２章　特記仕様書案　第４条　実施方針及び留意事項 ２．本業務に係る実施方針及び留意事項	2,210,000円	遠隔地の活動拠点整備のための費用。エアコン、照明、什器、通信設備等	一般業務費
2	技術移転用機材	第２章　特記仕様書案　第４条　実施方針及び留意事	4,384,000円		機材費

		項 ２．本業務に係る実施方針及び留意事項			
3	資料等翻訳費		1,575,000円	現地で使用する教材のアラビア語翻訳	一般業務費
4	JCC開催経費		1,800,000円		一般業務費
5	先行優良事例の視察	第２章特記仕様書 第５条　業務の内容 ２．本業務にかかる事項 （１）プロジェクトの活動に関する業務 ①成果１に関わる活動	3,750,000円		一般業務費
6	現地研修	第２章特記仕様書 第５条　業務の内容 ２．本業務にかかる事項 （１）プロジェクトの活動に関する業務 ①成果１に関わる活動	1,200,000円		一般業務費
7	Egy-GAP 実証試験	第２章　特記仕様書案 第５条　業務の内容 ２．本業務にかかる事項 （１）プロジェクト	2,950,000円		一般業務費

		の活動に関する業務 ④成果４に関わる活動			
8	バリューチェーンの経済的脆弱性についてのベースライン調査	第２章　特記仕様書案 第５条　業務の内容 ２．本業務にかかる事項 （１）プロジェクトの活動に関する業務 ⑤成果５に関わる活動	1,323,000円	カフルエルシェイク県、ベヘイラ県及びミニア県並びにカイロに存在するバリューチェーン関係者を対象とした経済性調査	再委託費
9	経営管理/品質保証研修	第２章　特記仕様書案 第５条　業務の内容 ２．本業務にかかる事項 （１）プロジェクトの活動に関する業務 ⑤成果５に関わる活動	400,000円		一般業務費
10	ICTを利用した効率的養殖普及技術教材開発と改定（必要機材を含む）	第２章　特記仕様書案 第５条　業務の内容 ２．本業務にかかる事項 （３）機材調達	7,000,000円	養殖技術を普及するために活用するアプリケーションと教材の開発	再委託費/機材費
11	Egy-GAP 普及教材及び認証システ	第２章　特記仕様書案 第５条　業務の内	5,880,000円	Egy-GAPを普及するための利用者用教材開	再委託費/機材費

	ムの開発と改定（必要機材を含む）	容 ２．本業務にかかる事項 （３）機材調達		発とオンラインによる認証を可能とするシステムの開発・改定	
12	バリューチェーン関係者ネットワーク用アプリケーション開発と改定（必要機材を含む）	第２章　特記仕様書案 第５条　業務の内容 ２．本業務にかかる事項 （３）機材調達	3,080,000円	養殖業者、販売流通及び消費者が取引情報（数量・価格等）を提示し、従来よりも広くかつ迅速に取引ができるようになるためのアプリケーション	再委託費/機材費

（５）見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

（６）旅費（航空賃）について

参考まで、JICAの標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

東京⇒ドバイ⇒カイロ（エミレーツ航空）

（７）業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（８）外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

（URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html）

（９）その他留意事項

なし

別紙４：プロポーザル評価配点表
別添：プレゼンテーション実施要領

別紙４

プロポーザル評価配点表

評　価　項　目	配　点	
１．コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
（１）類似業務の経験	(6)	
（２）業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア）各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ）ワークライフバランス認定	1	
２．業務の実施方針等	(70)	
（１）業務実施の基本方針、業務実施の方法	55	
（２）要員計画／作業計画等	15	
３．業務従事予定者の経験・能力	(20)	
（１）業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(20)	
	業務主任者のみ	**業務管理グループ**
１）業務主任者の経験・能力：業務主任者／〇〇	(20)	(8)
ア）類似業務等の経験	10	4
イ）業務主任者としての経験	4	2
ウ）語学力	4	1
エ）その他学位、資格等	2	1
２）副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／〇〇	(ー)	(8)
ア）類似業務等の経験	ー	4
イ）業務主任者等としての経験	ー	2
ウ）語学力	ー	1
エ）その他学位、資格等	ー	1
３）業務管理体制	(—)	(4)

別添

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に１名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に１名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

１．実施時期：　「第１章 企画競争の手続き」の「４．（３）日程」参照
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）

２．実施方法： Microsoft-Teams による実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。

（１）一社あたり最大、プレゼンテーション１０分、質疑応答１５分とします。
（２）使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
① Microsoft-Teams を使用する会議
競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams の音声機能によるプレゼンテーションです。（Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、（システムが不安定になる可能性があることから）認めません。）指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。
② 電話会議
通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から JICA が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

注）JICA 在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

以　上